

利用料金設定の考え方

施設の利用料金は、市が定める施設の設置及び管理条例で定める額を上限として、市の承認を得て事業者が定めるものとする。なお、料金設定にあたっては、市内他施設や近隣施設と著しく乖離しないようにすること。

モデルプランの諸室及び市の想定する経費に基づき算出した諸室の利用料金は次のとおりである。

【モデルプラン上の1時間・1回あたり利用料金案】

諸室	区分	料金案	面積	負担率
アリーナ（全面）	専用	3,470円	1,470㎡	50%
アリーナ（1面）	専用	430円	-	50%
多目的フロア（全面）	専用	950円	323㎡	50%
アリーナ・多目的フロア（1面）	個人	230円	-	50%
トレーニング室	個人	620円	(161㎡)	100%
テニスコート	個人	440円	-	50%
研修室1	専用	170円	40㎡	50%
研修室2	専用	180円	60㎡	50%
研修室3	専用	450円	112㎡	50%
会議室1	専用	80円	20㎡	50%
会議室2	専用	80円	25㎡	50%
会議室3	専用	170円	17㎡	50%
調理実習室	専用	320円	100㎡	50%
音楽室（スタジオ）	専用	180円	30㎡	50%
工作室	専用	170円	57㎡	50%
和室	専用	180円	55㎡	50%

【利用料金の算出式】

・専用利用の場合

$$\text{使用料原価（円）} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの単価} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間} \times \text{負担率}$$

$$\text{※} 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの単価} = \text{対象経費} \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間}$$

・個人利用の場合

$$\text{使用料原価（円）} = \text{対象経費} \div \text{年間利用者数} \times \text{負担率}$$

【対象経費】

区分	経費内訳	内 容							
①人にかかるコスト	人件費	報酬	施設の維持管理や受付・貸出に係る職員人件費 ※企画や広報、統括にかかる人件費を除く						
		給料							
		職員手当							
		共済費							
		災害補償費							
		退職手当組合負担金等							
②物にかかるコスト	物件費	賃金	施設の維持管理や運営に係る経費 (経常的経費のみ)						
		旅費							
		需用費							
		役務費							
		委託料							
		使用料及び賃借料							
	維持補修費	施設修繕料 (需用費) 維持補修費 (工事請負費)	机や椅子等の長期間その形状を変えずに使用し、かつ保存できる物品の取得に要する費用 ※ただし、減価償却費で計上するものを除く。						
				減価償却費	減価償却費	建設事業費や備品購入費、小中規模修繕費の減価償却分			

※ 上記のうち、子育てリビングや図書館等、利用料金の対象とならない施設の経費については、利用料金の対象経費に含まないものとする。

【付属設備の利用料金について】

冷暖房設備や音響設備等、施設の管理方法等により別途付属設備の利用料金を定めることが適切である場合は、上記利用料金の対象経費から除外し、別途実態に応じた料金設定を行うことも可能とする。

【減額・免除の考え方】

区分	減免理由	減額・免除
① 市が利用、主催又は共催するとき。	行政目的	免除
② 施設の管理運営団体が当該施設を行政目的・公共目的で利用するとき。	行政目的・公共目的	免除

③ 児童生徒が利用するとき。※1	子どもの安全な遊び場の確保、青少年の健全育成の推進	免除※2
④ 障がい者(介助者を含む。)が利用するとき。※1	障がい者の社会参加の促進	半額
⑤ 高齢者が利用するとき。※1	高齢者の社会参加、健康増進、生きがいづくり、介護予防支援	半額
⑥ まちづくり活動に取り組む団体が利用するとき。	まちづくり活動目的	免除

※1 当該施設の設置目的に合う専用利用の場合において、利用人数の半数以上が対象者の場合。

※2 スポーツ施設の個人利用の場合は半額とする。